

「犯罪被害者等基本計画骨子案（５）」における

「３ 民間の団体に対する援助（基本法第２２条関係）」に対する総務省意見について

平成 17 年 7 月 26 日

総 務 省

(1) 民間の団体に対する財政的支援の在り方の検討及び施策の実施

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省】

理由) 第5回犯罪被害者等基本計画検討会において当省が提出した意見のとおり、地方公共団体による施策は、地域の実情等も勘案し、地域の自主的、主体的な判断により実施されるべきものであり、一律に措置を国が義務付けることは地方分権の観点から適当ではないため。